明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働二一）　一

〔告　示〕
○除籍が滅失した件（法務九三）　一
○戸籍が滅失した件（同九四）　一
○原戸籍が滅失した件（同九五）　一
○タケク上水道拡張計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務六二）　二
○食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同六三）　二
○特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を定める件（厚生労働三五）　二
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産五一七～五二二）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二〇五、二〇六）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二〇七）　四
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（環境一九）　六
○道路に関する件（中部地方整備局四二、四三）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局四一）　六
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件（北海道地方環境事務所三）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同四）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件（関東地方環境事務所四）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同五）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（中部地方環境事務所一）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（近畿地方環境事務所二）　七
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件（中国四国地方環境事務所一）　八
○土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件（同二）　八

〔叙位・叙勲〕　八
〔褒　賞〕　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　八
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（同）　八
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九
〔資　料〕
閣議決定等事項　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、公証人法第十三条に規定する公証人の採用関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　一一
会社その他
内閣　総務省　厚生労働省　一二

省　令

○厚生労働省令第二十一号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第一項中「10、11」を「9から11まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。